

静岡県卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第29号

静岡県卸売市場条例を廃止する条例

静岡県卸売市場条例（昭和46年静岡県条例第51号）は、廃止する。

附 則

この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年6月21日）から施行する。